

# 規制改革会議 投資促進等WG資料

平成27年10月2日(金)  
経済産業省・環境省

# 容器包装プラスチックのリサイクルの流れ

(分別排出) 消費者

消費者(分別排出)  
例: プラスチック製容器包装  
(食品の包装、レジ袋等)



容器包装廃棄物の分別収集

(分別収集) 市町村

市町村(分別収集)  
例: 異物除去、  
ベール化

分別基準適合物  
(ベール)の引渡し



容器の製造等・利用事業者、  
包装の利用事業者(再商品化義務)  
例: プラスチック製容器包装の製造事業者

商品の提供

リサイクル費用  
商品への転嫁・  
徴収

再商品化費用の支払い(再商品化義務の履行)

(再商品化) 事業者

指定法人  
((公財)日本容器包装リサイクル協会)

入札

再商品化費用の支払い

再商品化事業者

## < 入札の手順 >

材料リサイクル事業者のみで  
容器包装プラスチック全体の  
50%を入札。

↓  
材料・ケミカルリサイクル事業  
者が同条件で入札  
入札は施設ごとに実施

材料リサイクル事業者  
ベールから(プラスチック製品  
の原料となる)ペレット等を製造

ケミカルリサイクル事業者  
プラスチックを化学反応させ、  
高炉還元剤、コークス代替等に  
利用

固形燃料製造事業者  
ベールから固形燃料等の燃料  
を製造

固形燃料製造事業者は材料・  
ケミカルリサイクルでは処理し  
きれない場合のみ入札可能(=緊  
急避難的・補完的位置づけ)で  
あり現状では入札資格なし。



# 中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合における、プラスチック製容器包装の再商品化の在り方についての論点

- プラスチック製容器包装の再商品化の在り方の検討に当たっては、諸外国の制度も参考にしながら、公表されているデータに基づき認識を共有すべきではないか。また、それぞれの手法について環境負荷低減と資源の有効利用、経済コスト、分かりやすさ等の観点から検討すべきではないか。
- 検討に際しては、材料リサイクルかケミカルリサイクルかという二者択一ではなく、材料・ケミカル両再商品化手法のそれぞれに課題があることを踏まえ、再生材市場に応じた多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを保ちつつ、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境整備を行うべきではないか。

# 今回の容器制度見直しが目指すもの(分別収集・選別保管、再商品化)

地域でのコミュニケーション

消費者

より容器包装だけを  
より多く  
より分かりやすく

容器包装廃棄物

市町村

より高い品質で  
より多く  
より効率的に

分別基準適合物

再商品化事業者

より高い付加価値で

再商品化商品

利用事業者

売却代金

容器包装  
廃棄物

多様な  
ルートで

合理化  
拠出金

多様な  
ルートで

再商品化  
委託料

より効率的な費用で

小売事業者等

特定事業者

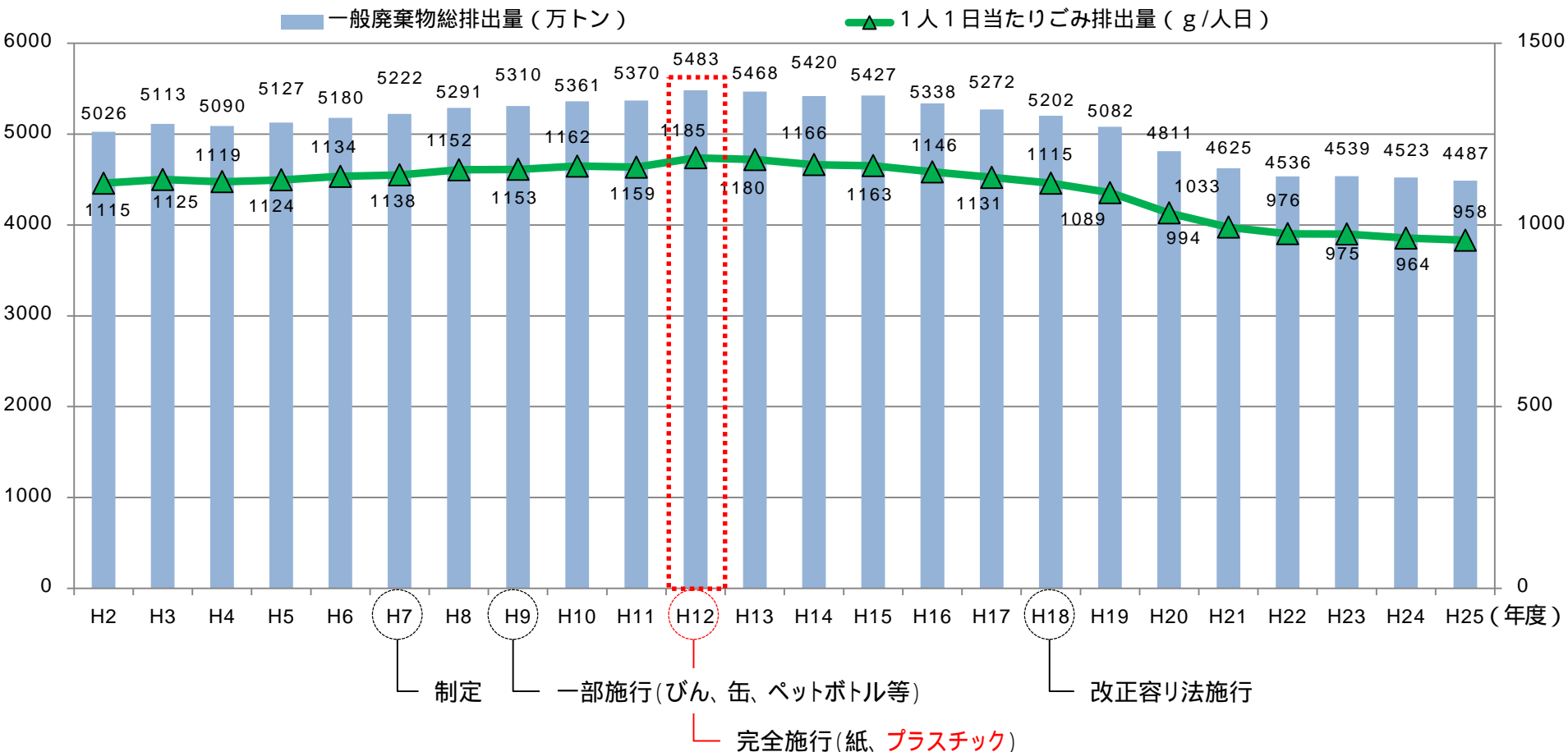
容器包装を  
より分別しやすく  
よりリサイクルしやすく

# 環境負荷低減の効果①

容器包装リサイクル法の完全施行等を契機に国民の分別排出等の3R行動の進展が、1人1日当たりごみ排出量の削減\*に貢献。

\*容り法完全施行時（ピーク時）の平成12年度から25年度には19%減少。

これに伴い、一般廃棄物総排出量も、平成12年度をピークに減少。

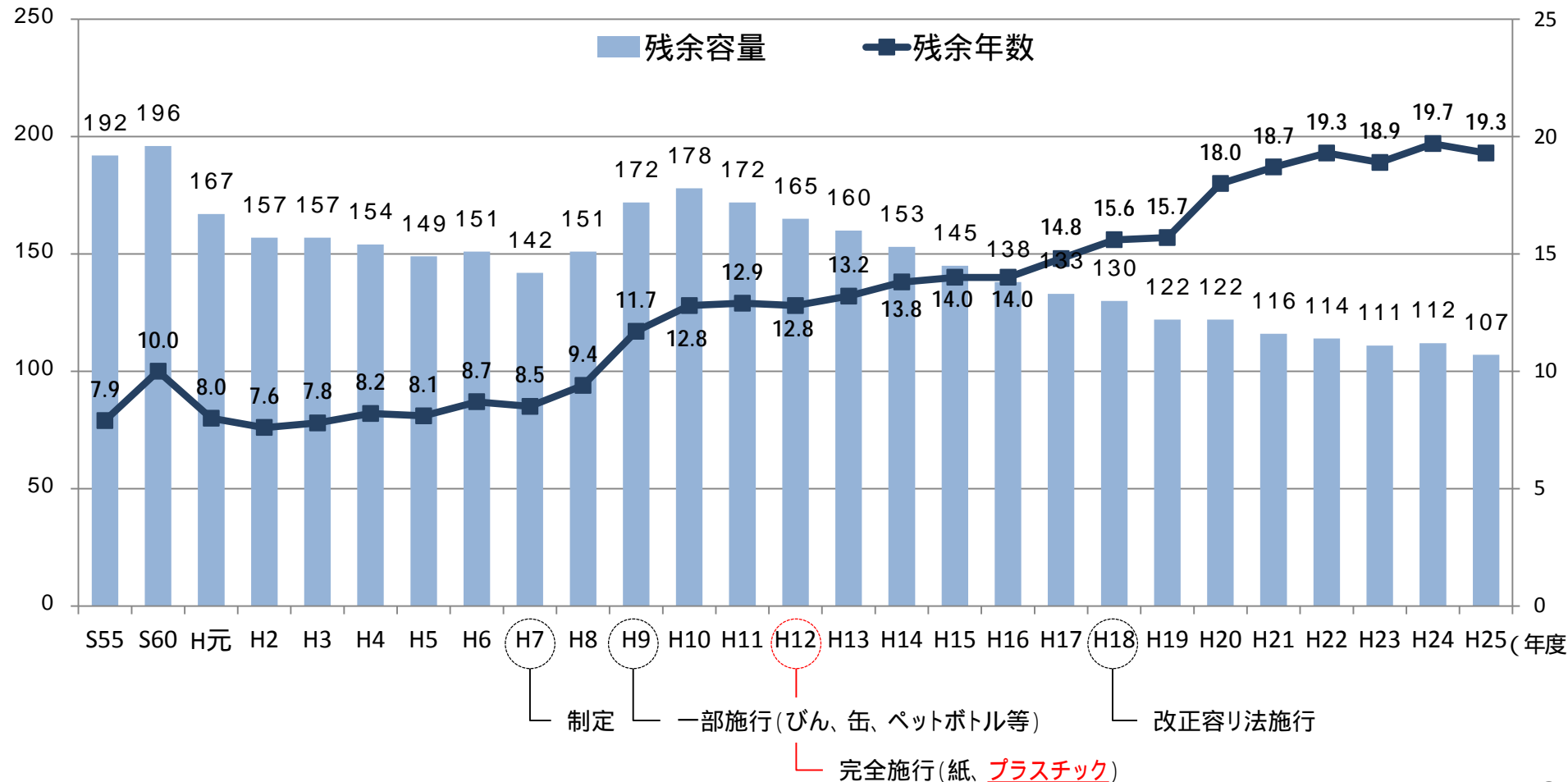


# 環境負荷低減の効果②

容器包装の分別収集・再生利用の進展による一般廃棄物総排出量の減少に伴い、最終処分場の**残余年数**は、**容リ法完全施行時(平成12年度)**から増加。

残余容量 (百万m<sup>3</sup>)

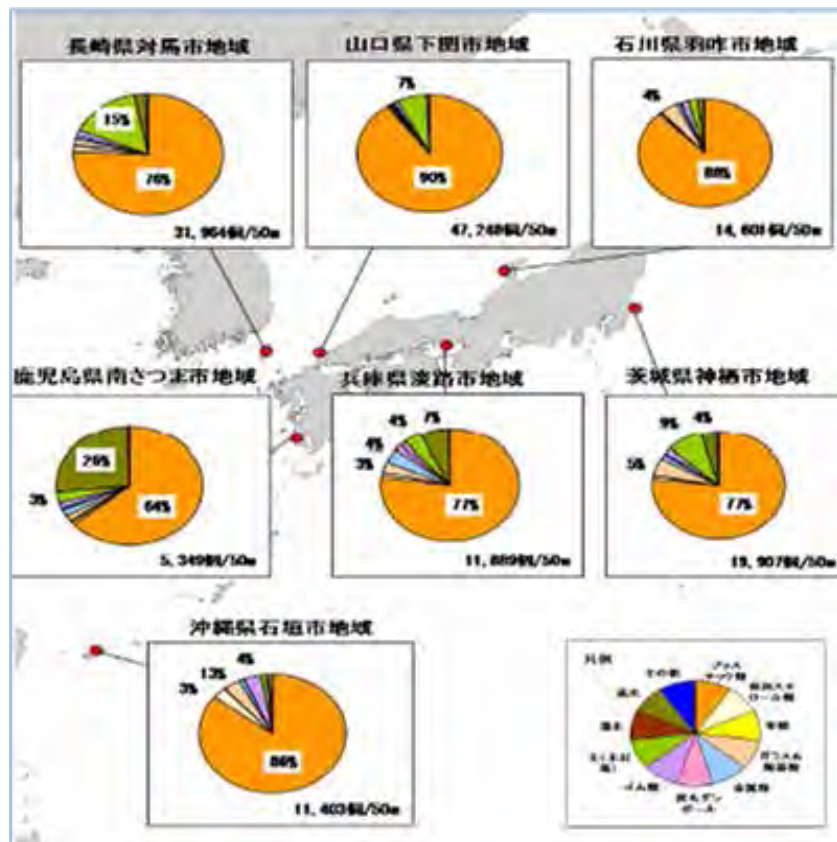
残余年数 (年)



# 環境負荷低減の効果③

近年、ますます社会問題化している海洋漂着ごみの約70%を占める**プラスチック**の環境や生態系への影響が懸念されており、プラスチック製容器包装の分別収集の必要性は一層高まっている。

漂着ゴミ(人工物+自然物)の個体数  
(5年間の合計:灌木を除く)



木工ボンドの容器



薬剤の容器



調味料の容器



山形県飛島の海洋漂着ごみ 環境省調べ

# 環境負荷低減の効果④

容器包装の再生利用による環境負荷低減に向けて、プラスチック製容器包装の分別収集参加市町村数は75% (平成25年度)。人口比で見ると83%まで拡大してきた。

## 全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移

